

愛知身障

発行所
一般社団法人
愛知県身体障害者福祉団体連合会
名古屋市中区白壁一丁目50番地
愛知県白壁庁舎内
電話 (052) 228-8505
FAX (052) 228-8506
E-mail FJP47313@nifty.com
発行人 加賀時 男二
編集人 永田 耕
定価1部30円



愛身連マーク

平成二十九年年度予算

三月臨時総会で承認

去る、3月23日(木)、愛知県白壁庁舎において臨時総会を開催し、平成二十九年年度予算案及び事業計画案が審議のうえ全会一致で承認されました。

当日、総会の議長には、選出された澤理事(知多郡支部長)が進行を務め、以下の議案を審議し、全て可決されました。

第一号議案

△平成二十九年年度事業計画
今年度も、昨年度に策定した「行動計画」のもと、会員が一丸となった取組みを引き続き進めていきます。

△重点事業
①全国及び県内の障害者団体と連携し、障害者が虐待や差別を受けることが無い社会をつくりの実現を図る。

②各種事業の展開や情報交換等を積極的に進め、本連合会の機能強化等に力を入れた「行動計画」についても積極的に取組み活性化を図る。

③身体障害者相談員協議会の活動を積極的に支援し、相談事業の活性化を図る。

④障害者社会参加促進事業等の推進を図り、障害者の社会参加を促進する。

第二号議案

△平成二十九年年度一般会計収支予算
一般会計の収入総額は約一千五百十万円です。会費は、一千五万円(46支

平成29年度 一般会計収支予算

(単位 千円)

収入	金額	支出	金額
会費	10,050	事務費	8,547
県補助金	1,560	会議費	706
助成金	1,496	事業費	4,764
寄付金	300	特別事業費	583
繰入金	959	負担金	365
諸収入金	350	諸支出金	50
前期繰越金	400	予備費	100
計	15,115	計	15,115

平成29年度障害者社会参加推進センター特別会計収支予算

(単位 千円)

収入	金額	支出	金額
委託金	15,194	事務費	9,513
諸収入金	10	会議費	75
		一般事業費	5,616
計	15,204	計	15,204

平成29年度 年間行事予定表

- ◆第55回愛知県障害者スポーツ大会
水泳・卓球 (安城市) 5月6日(土)
- ◆第57回愛知県身体障害者福祉大会
ゴルフ大会 (半田市) 11月26日(日)
- ◆第77回愛知県身体障害者福祉大会
障害者週間併せた街頭キャンペーンの実施 (日進市) 12月3日(日)
- ◆愛知県ボッチャ競技大会
(名古屋市) 12月9日(土)
- ◆第26回ハイキング研修会
(三河部) 7月7日(金)
- ◆第51回作品展 (尾張部) 7月17日(月祝)
- ◆第51回作品展 (一宮市) 8月19日(土) 20日(日)
- ◆第28回愛知県ゲートボール大会 (一宮市) 9月10日(日)
- ◆第21回中部ブロック身体障害者相談員研修会 (石川県) 10月11日(水) 12日(木)
- ◆第17回全国障害者スポーツ大会 (愛媛県) 10月28日(土) 30日(月)
- ◆機関紙「愛知身障」の発行 5月15日(月)
- ◆臨時総会 (愛知県白壁庁舎) 6月22日(木)
- ◆プロジェクトチーム会議 3月22日(木)
- ◆プロジェクトチーム会議 7月13日(木)
- ◆プロジェクトチーム会議 10月5日(木)
- ◆愛知県身体障害者相談員協議会理事會 (愛知県白壁庁舎) 5月25日(木)
- ◆相談員協議会総会(事例研修会等) (愛知県白壁庁舎) 3月12日(月)
- ◆第18回愛知県身体障害者相談員研修会(南尾張地区) 2月4日(日) 5日(月)

費約二十万円を、街頭キャンペーン(障害者週間)の活動に三十五万円を計上。その他、日本身体障害者福祉大会が近隣の岐阜県で開催されるため、大会参加費の半額負担十五万円等。

第三号議案
△平成二十九年年度障害者社会参加推進センター特別会計収支予算
収入総額は、前年度同額の約一千五百二十万円、ほとんど県からの委託金を財源としています。

第四号議案
△平成二十九年年度運用基金特別会計収入支出予算
△平成二十九年年度職員退職引当金特別会計収入支出予算

一宮市で開催されます!
第51回「作品展」
8月19日(土) 20日(日)

第51回愛知県身体障害者作品展を8月19日(土) 20日(日)の2日間、一宮市の「尾西生涯学習センター 大ホール」で開催します。

当初の予定は8月5日(土) 6日(日)でしたが、会場の都合などにより、日程が変更となりましたので、ご注意ください。

作品展では、毎回多くの方に参加していただいております。どの作品からも、作者の努力や熱い気持ちが伝わってきます。ぜひ、多くの皆さんに参加していただくとともに、来て、見て、感じてほしいと思います。

皆さんの力作をお待ちしております!

【申込み先】
お住まいの身障会が窓口となります。申込みには期限がありますので、遅れないようお願いします。

【会場】
△尾西生涯学習センター
一宮市東五城字備前12 (TEL) 058616218333

2月1日(木)

7月に2回開催します
「ハイキング大会」

7月7日(金)、17日(月)の2日間、ハイキング大会を開催します。

今年7月(金)に東三河地区の方を対象に、17日(月)祝は東三河地区以外の方を対象に行います。

今回は岐阜県美濃加茂市にある「平成記念公園 日本昭和田村」でハイキングを行う予定です。昭和田村では、アロマキャンドルやパン作りなど多くの体験教室があり、参加者の皆さんにも、いづれかを行ってもらう予定にしております。

昭和の時代へタイムスリップし、楽しくハイキングに出かけませんか?大勢の方の参加をお待ちしております。

●参加資格
平成29年7月7日、17日の時点で満18歳以上の、身体障害者

●参加費
2,500円
(昼食等を含みます)

●交通手段
福祉バス(発着まで)

●申込方法
募集期間を6月1日から20日までとし、募集定員各30名になり次第終了。申込み、詳細については愛身連までご連絡ください。

一般財団法人 **城西福社会**

〒462-0021 名古屋市北区成願寺 2-6-19
電話:052-912-3946 FAX:052-913-0130
ホームページ: http://www.josai.or.jp/ Eメール: info@josai.or.jp

～城西福社会は、昭和41年に身体に障害を持たれた方が、自動車に関する技術を身につけ「第二の新しい手足」として社会の一員としての生活ができるように、支援・援助を致したいとの思いで設立いたしました～

無料 自動車練習コース

運転技術の向上、交通事故を起こさないために自動車練習コースで運転操作の技術を向上させませんか?身体障害者手帳をお持ちの方は無料となります。
定休日:毎週月曜日、夏期及び年末年始 利用時間:9時~17時まで(最終受付16時)

5/28 第9回身体障害者安全運転競技大会

道路交通法の学科テストや運転技能コンテストを行い安全運転意識の向上を図ります。優勝者には賞品を、参加者全員に記念品を用意しております。 **参加費無料・昼食付**
詳しくは城西福社会まで。

第7回愛知県身体障害者 グラウンド・ゴルフ大会 11月半田市で開催!

11月26日(日)に半田運動公園多目的グラウンドで第7回愛知県身体障害者グラウンド・ゴルフ大会が開催されます。昨年は、前夜の雨でグラウンド状態が悪い中、又、当日も小雨模様の中で競技を行いました。その中でもホーリーをお待ちしております。

第17回愛知県身体障害者 相談員研修会を開催!

2月5日(日)・6日(月)の2日間、第17回愛知県身体障害者相談員研修会を西尾市の「グリーンホテル三ヶ根」で開催しました。研修会には延べ58名の相談員の方が参加しました。



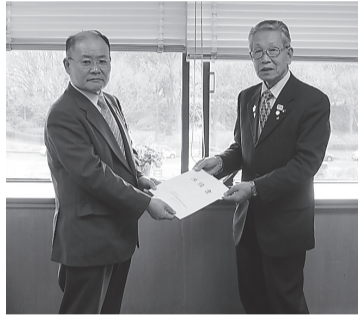
研修1日目は「成年後見制度について」として尾張東部成年後見センター長の住田敦子氏に成年後見制度の基礎知識と活用について詳しくお話していただきました。

2日目の1コマ目は、地域フォーラムとしてAJU自立の家「障害者ヘルパーステーション マイライフ刈谷」所長の佐藤元紀氏に「障害があっても普通な身近な事例から知る差別」について講演していただきました。筋ジストロフィーの障害を持つ佐藤氏の経験を通してのお話を

第56回愛知県 身体障害者福祉大会の 陳情を行いました

平成28年12月18日(日)に稲沢市で行いました「第56回愛知県身体障害者福祉大会」において採択された決議事項について、平成29年2月22日(水)、愛知県へ陳情を行いました。

愛身連からは加賀会長、鎌田副会長、永田事務局長、宇野書記、愛知県からは長谷川健康福祉部長、植羅障害福祉課長、保木井主幹、柴田課長補佐、岡田主査が出席しました。加賀会長より長谷川健康福祉部長へ「身体障害者の意見をご賢察いただき、実現に向けての配慮をお願いします。」と陳情書を手渡しました。



陳情における要望と 愛知県からの回答(概要)

要望1 JRジパング倶楽部については、障害者の社会参加のために有効に活用している。その一方で、新幹線の運行が「のぞみ」中心となり、利用希望が多いにも関わらず割引の対象外となっている。新幹線「のぞみ」の利用が可能となるようにされたい。

要望2 有料道路における障害者割引の要件については、車両登録から障害者手帳の提示への見直しや、福祉団体等が利用する車両への対象範囲の拡大をされたい。
回答 1及び2に対して、各公共交通機関等では、鉄道運賃や通行料金の割引制度を各事業者が定めています。県としては、関係機関への働きかけとともに実現に向けて取り組むよう要請しています。

要望3 歩者分離式交差点に視覚障害者用音響式信号機の設置を義務づけていただきたい。
回答 駅や市役所、病院など視覚障害のある方が日常的に

利用される施設の周辺にある信号機を中心に整備を進めており、視覚障害のある方が横断可能な方向等を誤認しないような整備も行っています。
要望4 国道・県道において、各市町村の公共施設または障害者施設を利用する視覚障害者に安全な「エスコートゾーン(横断歩道上の点字ブロック)」を設置されたい。
回答 利用頻度の高い駅や役所、病院、福祉施設などを中心に、毎年10か所程度を新たに整備しているところです。

要望5 公共交通機関は、災害や緊急事態が発生した場合、災害弱者(聴覚障害者等)にも情報が確実に届くように万全の体制を整えてください。
回答 交通事業者との意見交換の場などを通して、聴覚障害者等の災害弱者にも情報が確実に届くよう、働きかけを行っています。
要望6 個人病院ではバリアフリー化されているところが少ないので、総合病院の利用にあたっては、車いす利用者には紹介状無しでも受診できるように配慮ください。
回答 病院など不特定多数の利用者が利用する施設については、バリアフリー化を推進しています。なお、紹介状なしで大病院を受診した場合、初・再診時に特別の料金が徴収されていますが、紹介状なしでの受診ができないとするものはありません。

要望7 平成28年4月、障害者差別解消法や障害者差別解消推進条例の全面施行を受け、本法律・条例が広く県民に周知されるよう理解啓発を推進されたい。
回答 県の広報媒体等による啓発を行うと共に、ポスター掲示、公共交通機関の中吊り広告の掲示、リーフレットの町内回覧などの啓発活動を行い、また、関連する事業も実施しています。
要望8 自転車運転において、無灯火・歩道でのスピードの出すぎ等によって歩行者への事故を起こさないよう、学校教育の一環として交通安全の積極的な取り組みをお願いしたい。
回答 各学校において交通安全指導を行ったり、県立学校の交通安全指導担当者を対象に研修を実施しており、交通ルールの遵守のみならず「思いやり」をもった自転車運転ができる生徒の育成を目指して粘り強く指導を続けるよう、働きかけてまいります。
要望9 車いす駐車場および視覚障害者用ブロックの上にお物が置いてあると、利用できなかったり、転倒等の危険が伴うので、マナー向上の呼びかけを周知していただきたい。
回答 県有施設の管理者に周知するとともに、県が実施している「県政お届け講座」等で県民や事業者へ周知してまいります。

要望10 高次脳機能障害者の実情を広く県民に理解してもらうよう努めるとともに、高次脳機能障害者に対する支援策を講ずるよう要望する。
回答 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援を行うための支援拠点機関(名古屋市中心総合リハビリテーションセンター)を置き、シンポジウムなどの啓発活動を行っています。また、支援体制の充実、強化を図っております。さらに、高次脳機能障害者の家族を相談員とする相談会を行っています。
要望11 重度の身体障害者が短期入所(ショートステイ)を利用したい場合、地域によつては近くに利用できる施設がないので、要援護者や介護者の負担軽減を図るためにも事業所を増やしてほしい。
回答 地域での継続した生活が可能となるように量的拡充を目指しております。また、国庫補助制度を活用し、必要と認められる整備計画に対し、助成を行っているところです。

要望12 身体障害者相談員への研修を継続実施するとともに、県内市町村に対し、障害者相談員の重要性を周知徹底すること。
回答 市町村が任命する身体障害者相談員に対する研修については、県において引き続き実施するとともに、身体障害者相談員の重要性について、市町村が任命する身体障害者相談員への研修提供などに活用してまいります。また、貴団体の機関誌の配布や団体主催のイベント等の予定を県ホームページへ掲載するなどの協力は可能と考えております。
※愛知県からの回答の全文については各支部へ発送しておりますので確認してください。
要望13 愛知県身体障害者福祉団体連合会組織強化のため、各市町村は、身体障害者手帳交付者に対して障害者団体の情報提供や入会の紹介等に協力するよう要望する。
回答 福祉ガイドブックに、愛身連を含む主な障害者団体を掲載し、市町村窓口で障害者手帳交付者への情報提供などに活用してまいります。

手話言語・障害者 コミュニケーション条例が制定されました!

愛知県では、平成28年10月に手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定しました。(正式名称は、「手話言語の普及及び障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」)

この条例は、手話言語の普及及び障害者の特性に応じたコミュニケーションの促進を図り、もつて全ての県民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、県の責務、県民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにしています。

〈基本理念〉
手話言語の普及及び障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られること。

〈対象とするコミュニケーション手段〉
手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等。

JRジパング倶楽部でよい旅を!

電車に乗ってお出かけになる場合、JRの「ジパング倶楽部 特別会員」がおすすめです。ぜひ、ご利用ください。

【加入年齢】
男性60歳以上
女性55歳以上

【年会費】
年会費1,350円
入会金無料

【特典】
JRの窓口で障害者手帳を提示して購入した乗車券が片道、往復、連続乗車券のいずれかで201キロ以上あるとき、ジパ

ング倶楽部の会員であれば2割引で特急券が購入できます。また、第1種身体障害者の介護者の方が同時に購入する場合も特急券が割引になります。

【割引除外】
・新幹線「のぞみ号」「みずほ号」の特急料金(自由席を含む)
・寝台料金、在来線のグリーン個室料金
・グリーン料金

【手続きについて】
詳細及び申込みについては、お住まいの身障会まで。

・グランクラス料金
・寝台列車の2人用個室を利用する場合の特急料金
・JRバス及びフルムーンパス、特急回数券など

【割引除外期間】
4月27日～5月6日、8月11日～8月20日、12月28日～1月6日

【注意点】
特別会員には、夫婦会員制度はありません。また、会員誌「ジパング倶楽部」はお届けしていません。